

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成27年10月16日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 上越ウイングマーケットセンター
所在地 上越市大字富岡字五田所256番地
設置者 株式会社パティオほか6者

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者
(変更前) 株ひらせいホームセンターほか7者
(変更後) 株ひらせいホームセンターほか7者

3 変更年月日

平成26年3月17日ほか

4 変更の理由

テナント変更のため。

5 届出年月日

平成27年9月14日

6 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課
(なお、上越市産業観光部産業振興課でも閲覧ができます。)

7 縦覧期間

平成27年10月16日から平成28年2月16日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

商業・地場産業振興課 商業振興係

電 話 025-280-5237

E メ ー ル ngt050020@pref.niigata.lg.jp